

第二章 見習時代

兵役を終え台北に帰った敏生のもとへ行政官令が届く。省議会の助手を命ずるものだったが、敏生はこれを見捨て、弁護士登録のため弁護士会を訪れる。このとき敏生は二十四才。「弁護士先生はどちらに？」といぶかる係員に、「私本人ですが。」と答えると、穴の開くほどじろじろ見られた。敏生自身、弁護士といえれば父の訴訟を扱っていた熊弁護士しか知らないが、確かにあの老成したイメージからすれば、驚かれるのも無理はない。

登録も済み指導弁護士を探す段になって敏生は啞然とする。弁護士になろうというのに、この方面の人脈が皆無だったのである。結局、大学時代の恩師韓忠謨教授にすぎることにした。

元軍法局局長、大同会社の顧問で刑事法雑誌も手がけていた洪福増弁護士に紹介されるが、当時、大同会社の案件に専念していた彼は、「私のところでは勉強にならない。」と、敏生を少壮気鋭の弁護士陳茂春に紹介。敏生は快く迎えられた。「兵役時代の給料は？」と聞かれて四百元と答えると、陳弁護士は「じゃ五百元で。」と給料は即決。敏生の弁護士生涯はこうして五百元で幕を開ける。一九五八年五月のことだった。

敏生が来てまもなく、陳弁護士は外交部裏、台北第一女子中学近くの貴陽街に日本式家屋を購入。七月、事務所を移転。新事務所は和平法律事務所と名づけられた。

事務所はもともと住居兼用のつもりが、家の引っ越しがなかなか出来ず、陳弁護士は夜間の用心にと敏生に宿直を命じる。敏生はやむなく一ヶ月間、事務所に寝泊りすることになった。

新米弁護士は訴訟案件の渦中に放り込む。陳弁護士の指導は「自立発奮型」であった。実際、多忙をきわめていた彼に、手取り足取りの指導は望めない。「ファイルを当たれ！」と何度も突き放され、正直言つてすこし戸惑っていた。

実務にしる文書にしる、彼にとっては見るもの聞くものすべてが初物。意欲は湧くが、どこから手を付けてよいのか途方に暮れた。

救いの神は書記官の羅伝さん。軍事法廷の書記官をやめて和平法律事務所に雇われていた彼は、ここで陳弁護士の代筆や、訴訟資料、執行案件の処理を任されていた。法廷がよいで多忙の陳弁護士の留守中、いろいろとサジェスションや励ましをもらった。このころ敏生が手懸けていた案件は、ほとんどが債務、手形の返済や家屋の償還といった民事訴訟。

月給五百元の見習時代は意外に早くピリオドを打った。事務所勤務六ヶ月。ある日、陳弁護士から突然、「明日から君は独立。給料はもう払わない。」と言われた瞬間は驚いたが、すぐに陳弁護士の意のあるところ察知した。敏生はこうして、事務所を共同経営する陳弁護士のパートナーとなったのである。その替わり今後は、自力で仕事を貰ってこなければならぬ。

李泉浜、陳金万、陳傳燿、黄金富、曾新桂芳、頼文祥や蘇遠成といった敏生の友人たちは早速、『聯合報』に広告を掲載。彼の門出を祝った。敏生自身も、月光鉛筆公司与順淵紙製品の常任法律顧問就任を紙面で公示。当時の聯合報は一部一元。新聞広告掲載料一九八元と二六四元の領収書は今も記念に保存している。

初仕事は醤油配達人の傷害事件。あのころ醤油は、メーカーから各家庭に届けられていたが、当事者は彼の家を得意先にしていた配達人。兄弟間の行き違いから裁判沙汰になったものを敏生が処理した。報酬は五百元。

独立後最初の月、彼の収入は二千元前後。公務員の給与が五百元に満たなかった当時としては、十分すぎる収入であった。

社会勉強のつもりか？ 陳茂春弁護士はちよくちよく夜の接待に敏生を連れ出した。「涼しいものでも食べに行こうぜ！」。「涼しいもの」とは陳弁護士の口癖で、クーラーのきいた店で食べるという意味。一九五九年当時。国産の扇風機がようやく流行り始めたころの台湾で、クーラー付の食事とは、何という贅沢。敏生が勉強に励んだことは言うまでもない。陳弁護士が接待用に使っていた湖南料理のレストランに、このころ敏生の姿がよく見られた。

当時の弁護士界といえば、劉旺財氏と顔春和氏が大御所的存在。その下に劉系列の黄丕庭、劉茂本、顔系列の彭栄顕、頼崇賢といった中堅どころが控えていた。台湾大学出身で敏生の先輩に当たる黄丕庭、劉茂本や高進福、鄭冠礼の各氏からは時折教えを受けた。黄丕庭氏には、特に目をかけてもらった。

劉旺財氏は謹厳実直な日本式教授法。陳茂春氏の指導とは、これが同じ弁護士なのかと思うほど違っていた。最初の頃は戸惑いもしたが、敏生にはやはり陳弁護士の方が肌合っていたようだ。高進福弁護士は交際が広くて気さくな人。敏生が自転車通勤していた頃、自家用の三輪自動車で「肩で風切る」売れっ子弁護士だった。

経験を積むにしたがい敏生の収入も、独立直後の二千元から、二ヶ月目には三千元、三ヶ月目には四千元と、順調に増えていた。手懸けた案件も、一九五八年十三件、五九年六十一件、六〇年九十一件。敏生は着実に業績を伸ばしている。

その頃、敏生の兄永生は第一銀行重慶北路支店勤務。その第一銀行と彰化銀行、華南銀行の法律面の業務を担当していたのは同一の弁護士であったが、高齢のため、第一銀行では、貸し倒れ金の督促業務に若い弁護士を物色していた。兄からこの情報を得た敏生は、さっそく履歴書を送って売り込み

をかけた。結果は成功。他の二名の弁護士とともに採用され、第一銀行の支店のうち重慶北路、城内、大稻埕、延平および建成の五店を任されることになった。

督促業務は毎月五千元の収入を約束してくれる。開業三年目にして敏生の弁護士稼業も軌道に乗った。ここにまた李泉浜が、台湾省物資局の案件を持ってきてくれた。

李泉浜は軍法学校時代の仲間。豪快でこだわらない性格の男。彼の紹介で物資局がらみの訴訟案件は半分、敏生が引き受けることになった。報酬は一件につき五千元。ただし支払いは毎回、省政府の認可を得る。「金は下りた。すぐ取りに來い。」このころ家の負債に腐心するようになっていた敏生には、科長の電話が天の恵みだった。これでまた、月五千元の収入が約束された。

次に入った大口の仕事は、ヤクルトの配達員と会社側との代金をめぐるトラブル。一つ一つの案件は小さいが、積もり積もってこれも月五千元になった。

銀行、物資局、ヤクルトの三本柱で合わせて約一万五千元。それに事務所の看板を見て入ってくる依頼人。お天気次第だが、月平均二、三件にはなる。一九六一年前後、敏生の月収はすでに二万五千元を越えていたのである。

収入は増えたがその分仕事も増えて、敏生はてんでこ舞い。しかも稼いだ金の八割は債務返済に右から左であった。

弁護士修業のこの時期、彼の手懸けた案件は多種多様。当時の台湾には参考にできる資料はわずかだった。敏生はそこで母親の教え子で建築会社をやっていた洪文華に頼み、日本から『日本判例民事法』全二十六冊を持ってきてもらった。この判例集は敏生の「法学虎の巻」として、繁雑な案件の対策に力を発揮する。

当時の高等裁判所に蔣という裁判官がいたが、彼の北京語はなまりが強く、難解なことでも有名だった。取っ付きにくい相手で、控訴の申し立てをする時など、少しでも気に食わないところがあるうものなら、「意味が分からん。もう一度！」と威風堂々。遠慮会釈が全くない。敏生の北京語はこの頃だいたい流暢になっていたが、例の虎の巻を引用して滔々と説明を始めると、「ここは日本じゃないぞ！」と、たしなめられる。「私の引用しているのは法理です。」と反駁するが、聞く耳をもたない。敏生はこういった法廷の雰囲気、居心地悪いものを感じていた。

この時期に手懸けた事件で、忘れられないものが二つある。

一つはフィリピン華僑・姚嘉薦の事件。彼は武漢大旅社のマネージャー。パートナーの横領を訴えようと敏生を訪ねた直後、首吊り自殺で死亡。最も権威ある法医学者が検死して自殺と判定されたが、敏生にはどうも納得がいかない。このままでは死者も浮かばれないと、当初姚を紹介した洪福増弁護士とともに検死のやり直しを要請。再検死の結果は敏生の予想どおり、自殺に見せかけた他殺。多くの人を巻き込んだ計画殺人となって事件は急転回。法廷対決に持ち込まれた。

姚のパートナーは警察局長と台湾大学化工科教授。いずれも社会的地位のある人物。弁護士も十数人勢ぞろいした。片や原告側は敏生と洪福増の二人。圧倒的な劣勢だったが、判決は勝訴。被告らは二人とも死刑を宣告された。

このセンセーショナルな事件は毎日、新聞紙上で報道され、法廷に入るにも行列ができたほど。金銭的には報われなかった敏生だが、これでちよつとした有名人になった。

もう一つの事件は花蓮市の選挙をめぐるスキヤンダル。当選した議員が、選挙時に敵陣営に加わった某公務員を汚職で訴えた事件である。一審は有罪。保釈はされたが、判決が出るまで現職に復帰で

きない。その公務員は困り果て、一時は貝殻拾いで生計を立てていたこともある。

上訴を決意した彼は、台北に敏生を訪ねる。境遇に同情した敏生は弁護を引き受けたが、一審、二審とも敗訴。三審でようやく審議差し戻しの判断が出て一息ついたあと、数十ページに及ぶ訴状をしたため、担当の裁判官に直接手渡した。その裁判官の名は張耀海。敏生の記憶は鮮明である。張裁判官が「無罪」を言い渡した瞬間。悲喜こもごもの思いが駆け抜けて、敏生はその場で落涙してしまった。

一九六三年末、和平弁護士事務所の土地にビルが建つことになり、敏生は陳弁護士のもとを離れ、名実ともに独立する。陳弁護士は羅伝さんを連れて和平西路の新事務所へ、敏生は羅伝さんの後に入所したもう一人の書記呉さんを連れて自宅に移った。敏生の修行時代はこれで幕を閉じる。